

1 「日光国立公園の特別地域及び特別保護地区内における行為の許可基準の特例」官報告示及び区域図

○環境庁告示第六十八号

自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）第十一条第三十項の規定に基づき、日光国立公園の特別地域及び特別保護地区内における行為の許可基準の特例を次のように定める。

平成十二年十月十二日

環境庁長官 川口 順子

日光国立公園の特別地域及び特別保護地区内における行為の許可基準の特例

（区域の範囲）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる区域の範囲は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 日光山内地区 栃木県日光市上鉢石町、山内及び日光の各一部
- 二 丸山地区 栃木県日光市内国有林日光森林管理署一一〇六林班の一部
- 三 中宮祠地区 栃木県日光市中宮祠の一部
- 四 中禅寺湖地区 栃木県日光市内中禅寺湖の全部
- 五 逆川地区 栃木県日光市内国有林日光森林管理署一〇七六林班、一〇七八林班及び一一〇三林班の各一部

（六）十 略）

2 前項各号に掲げる区域の範囲を表示した図面は、環境庁及び栃木県庁に備え付けて供覧する。

(日光山内地区に係る基準の特例)

第二条 日光山内地区内において行われる自然公園法施行規則(以下「規則」という。)第十一条第一項に規定する行為については、同項ただし書中「公益上」とあるのは、「公益上若しくは社寺の管理運営上」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2 日光山内地区内において行われる規則第十一条第六項に規定する行為については、同項中「第二項ただし書に規定する行為に該当するもの」とあるのは、「既存建築物の改築等又は社寺の管理運営上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であつて、第一項第五号に掲げる基準に適合するもの」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 日光山内地区内において行われる規則第十一条第十一項に規定する行為については、同項第一号ハ中「公益上」とあるのは、「公益上又は社寺の管理運営上」と読み替えて、同項の規定を適用する。

4 日光山内地区内において行われる規則第十二項に規定する行為については、同項中「前項各号」とあるのは「日光国立公園の特別地域及び特別保護地区内における行為の許可基準の特例を定める件(平成十二年十月環境庁告示第六十八号)第二条第三項の規定により読み替えられた前項第一号及び第二号」と、同項第二号イ中「公益上」とあるのは「公益上又は社寺の管理運営上」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(丸山地区に係る基準の特例)

第三条 丸山地区内において行われる規則第十一条第二項に規定する行為については、同項中「当該建築物の高さ」とあるのは「当該建築物が二階建以下であり、かつ、その高さ」と、「十三メートル」とあるのは「十メートル」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2 丸山地区内において行われる規則第十一条第四項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「第一号、第二号、第六号及び第十一号に掲げるとおり」と、同項第二号中「分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物」とあるのは「当該建築物」と、同項第六号中「次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり」とあるのは「それぞれ十五パーセント以下及び三十パーセント以下」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 丸山地区内において行われる規則第十一条第六項に規定する行為については、同項中「並びに第四項第七号及び第九号から第十一号まで」とあるのは「及び第四項第十一号」と、同項第一号中「当該建築物の高さ」とあるのは「当該建築物が二階建以下であり、かつ、その高さ」と、「十三メートル」とあるのは「十メートル」と、同項第二号中「前項第二号の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり」とあるのは「それぞれ十五パーセント以下及び三十パーセント以下」と読み替えて、同項の規定を適用する。

4 丸山地区内において行われる規則第十一条第十項に規定する行為については、同項中「次の」とあるのは、「第二号から第十号までに掲げる」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(中宮祠地区に係る基準の特例)

第四条 中宮祠地区内において行われる規則第十一条第二項に規定する行為については、同項中「十三メートル」とあるのは、「十五メートル」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2 中宮祠地区内において行われる規則第十一条第四項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「第一号、第三号及び第十一号に掲げるとおり」と、同項第三号中「分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅又は保養所の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物」とあるのは「当該建築物」と、「十三メートル」とあるのは「十五メートル」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 中宮祠地区内において行われる規則第十一条第六項に規定する行為については、同項中「並びに第四項第七号及び第九号から第十一号まで」とあるのは「及び第四項第十一号」と、「次の」とあるのは「第一号に掲げる」と、同項第一号中「十三メートル」とあるのは「十五メートル」と読み替えて、同項の規定を適用する。

4 中宮祠地区内において行われる規則第十一条第十項に規定する行為については、同項中「次の」とあるのは、「第二号から第十号までに掲げる」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(中禅寺湖地区に係る基準の特例)

第五条 中禅寺湖地区内において行われる規則第十一条第二十三項に規定する行為については、同項中「する。」とあるのは、「する。ただし、中禅寺湖地区における動力船の隻数削減の代替措置として中禅寺湖漁業協同組合の承認を得た動力船（貸し船に限る。）を使用するもの又は中禅寺湖地区内において平成四年一月三十一日前から行われている動力船の使用であつて、中禅寺湖漁業協同組合の承認を得て使用するもの、業として行う遊覧航行若しくは船舶職員法第五条第一項に規定する小型船舶操縦士に係る免許の講習に使用するもの、中禅寺湖地区内において河川法第二十四条の規定による占用の許可を受けた河川敷若しくは同法第二十六条の規定による新築等の許可を受けた工作物において当該許可を受けた者が平成四年一月三十一日において保管していた動力船を使用するもの若しくは教育活動の一環として使用するものについては、この限りでない。」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(逆川地区に係る基準の特例)

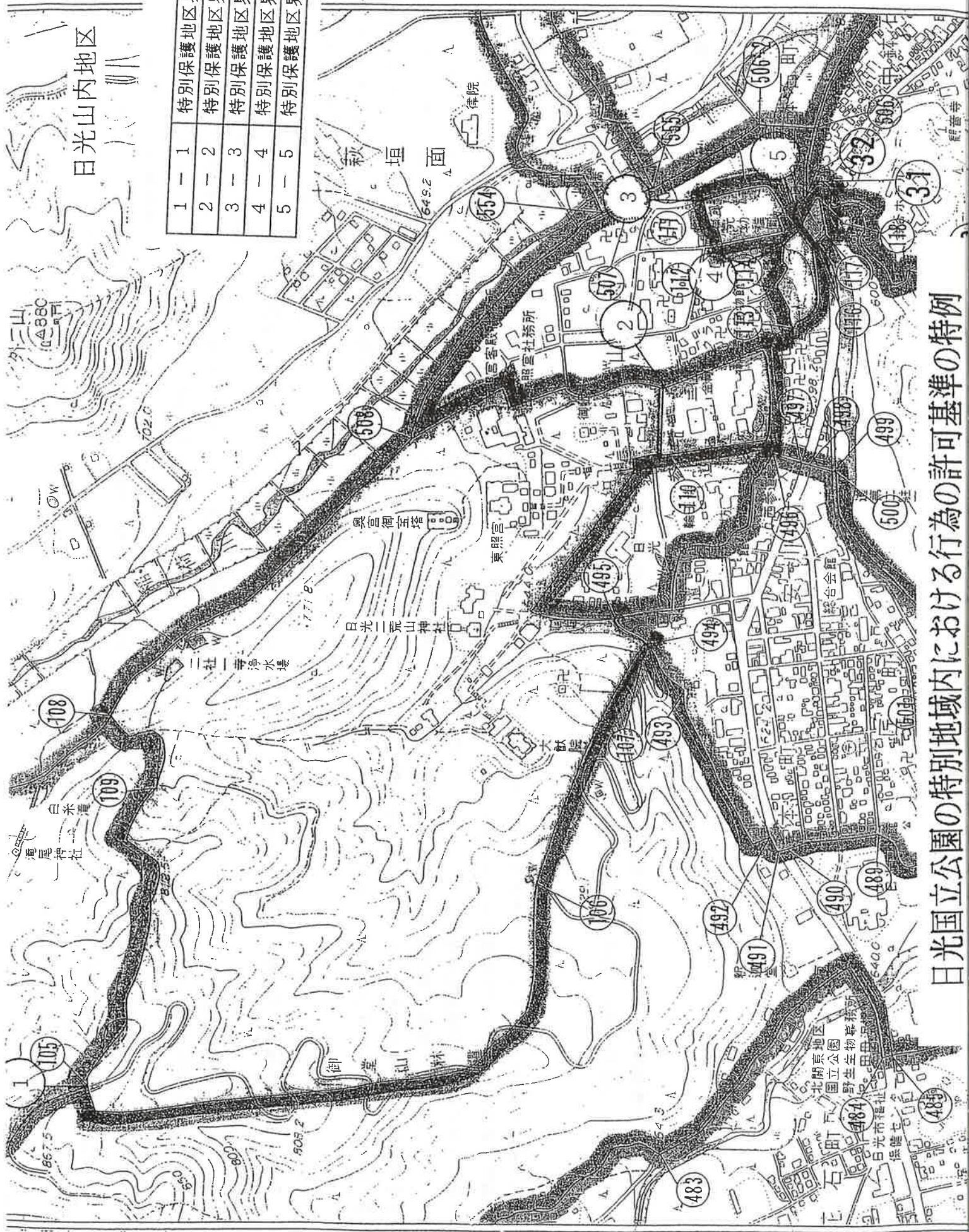
第六条 逆川地区内において行われる規則第十一条第十五項に規定する行為については、同項第五号中「適合するもの」とあるのは、「適合するもの又は特別保護地区内において行われるものであつて、湿原植生の保全を図るため河川にたい積した土石を採取するもの」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(第七条以下略)



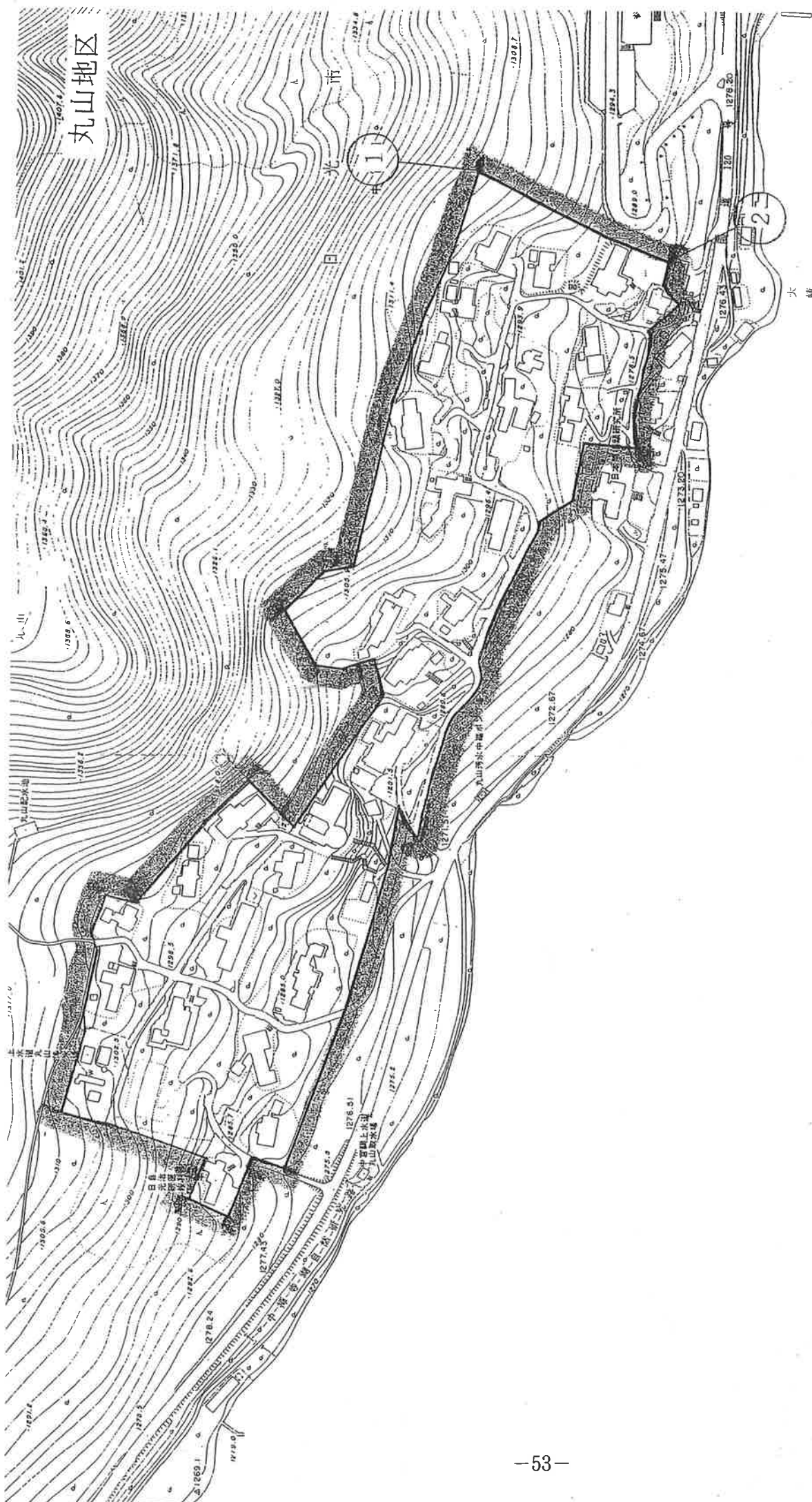
日光山内地区

1 - 1	特別保護地区界
2 - 2	特別保護地区界
3 - 3	特別保護地区界
4 - 4	特別保護地区界
5 - 5	特別保護地区界



日光国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例



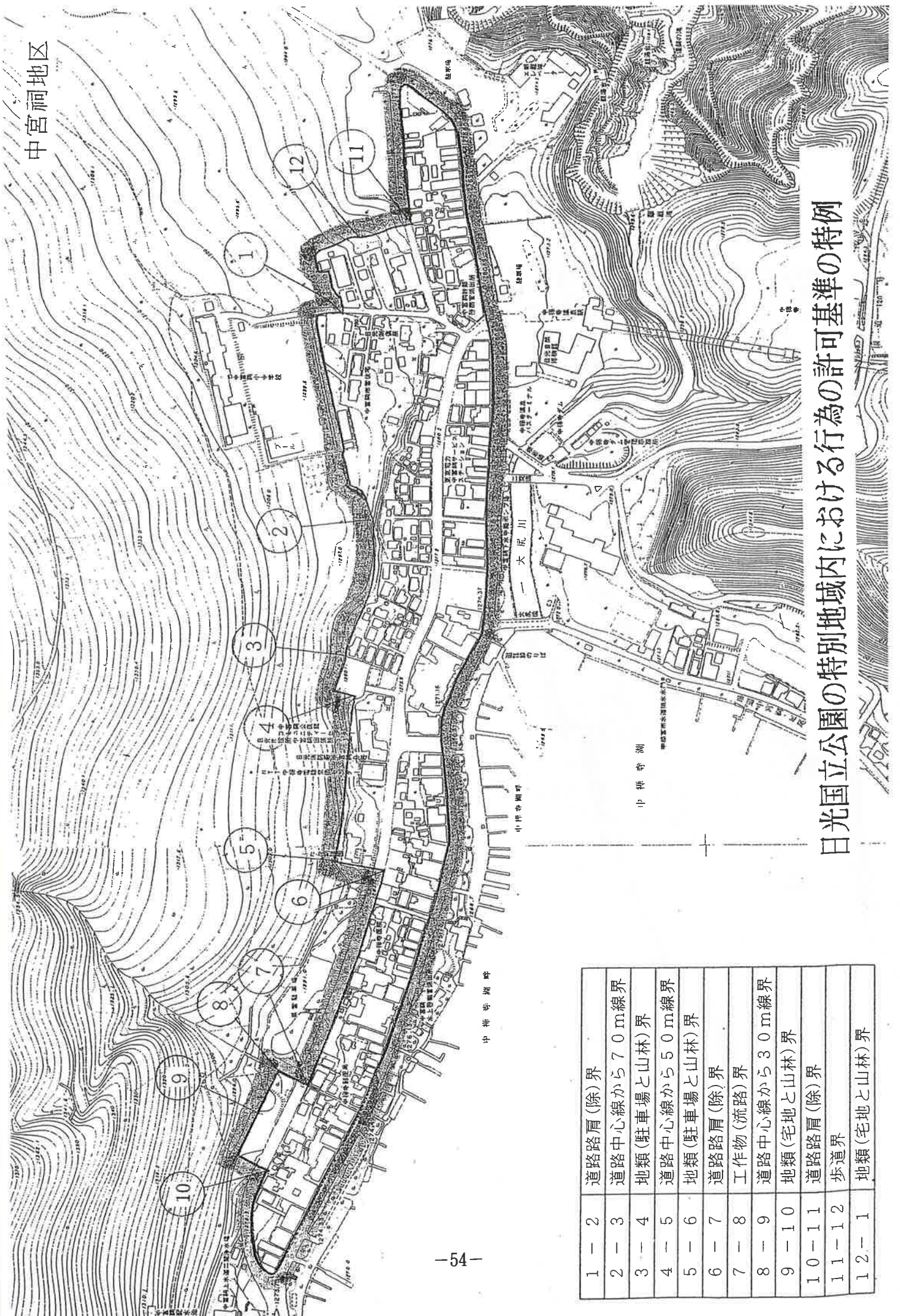


1 - 2	国有林貸付地界
2 - 1	土地所有(国・民)界

中 禪 寺 湖

# 日光国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例





日光国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例

1 - 2	道路路肩(除)界
2 - 3	道路中心線から70m線界
3 - 4	地類(駐車場と山林)界
4 - 5	道路中心線から50m線界
5 - 6	地類(駐車場と山林)界
6 - 7	道路路肩(除)界
7 - 8	工作物(流路)界
8 - 9	道路中心線から30m線界
9 - 10	地類(宅地と山林)界
10 - 11	道路路肩(除)界
11 - 12	歩道界
12 - 1	地類(宅地と山林)界



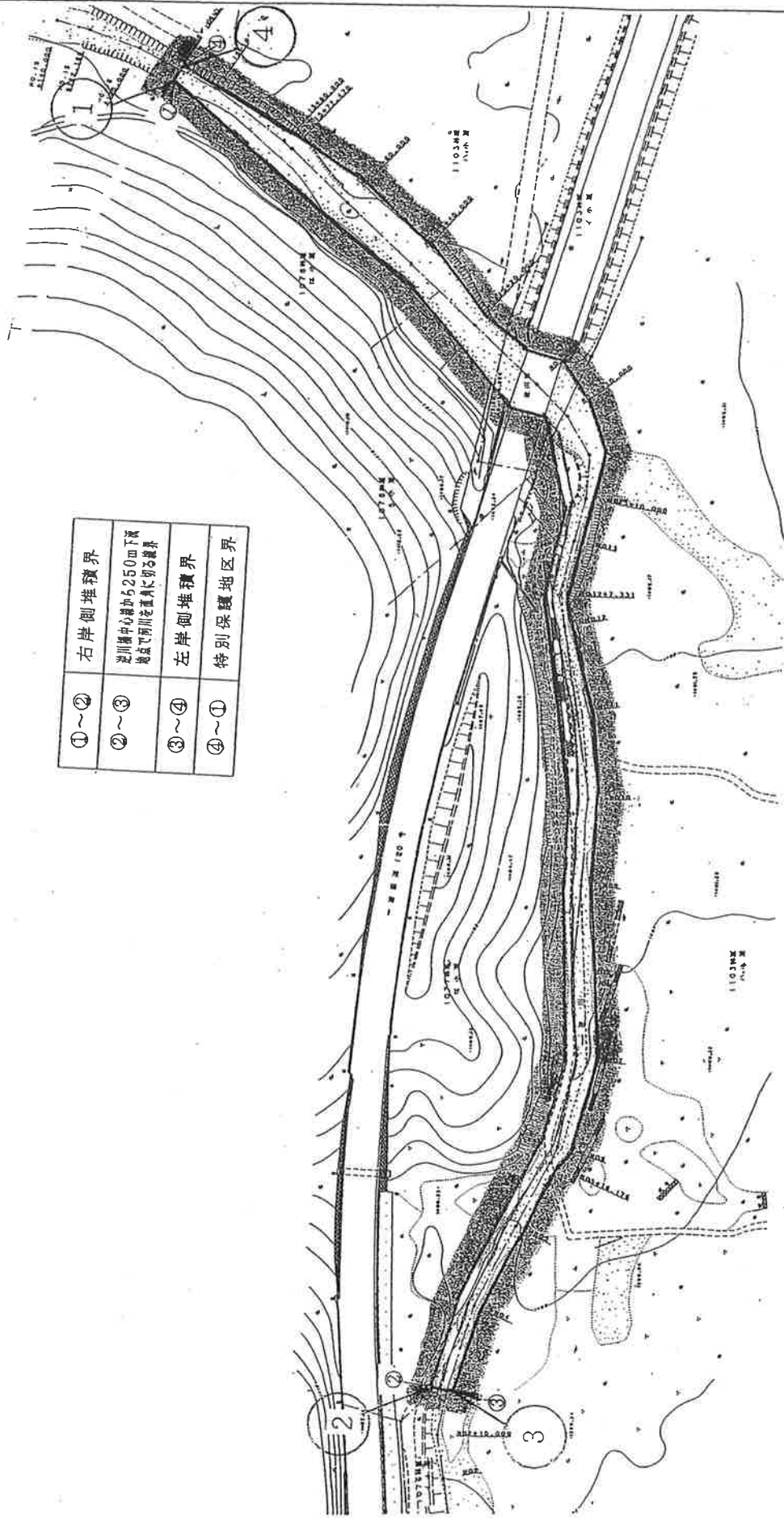
中禅寺湖地区

1-1 汀線界



日光国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例

逆川地区



①~②	右岸側堆積界
②~③	逆川镇中心部から250m下流 地点で河川を直交に切る境界
③~④	左岸側堆積界
④~①	特別保護地区界

日光国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例



日光国立公園 基準の特例 引用関係表

日光山内地区

項	行為の種類	号	基準の内容
第1項	工作物の新築、改築又は増築のうち、 仮設の建築物、(土地に定着する工作物のうち、 屋根及び柱又は壁を有するものをいい、 建築物に設ける電気、ガス、排 水、換気、暖房、冷房、消火、昇降 機若しくは汚物処理の設備又は煙突、 煙若しくは避雷針をいう。)を含む。)の新 築、改築又は増築	第1号	設置期間が3年を超えず、かつ、当該建築物の構造が容易に移転し又は除却することができるものであること。
		第2号	次に掲げる地域(以下「特別保護地区等」という。)内で行われるものでないこと。 イ 特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区 ロ 第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等(次に掲げる地域であって、その全部又は一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により特別保護地区又は第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるもの。以下同じ。)であるもの (1) 高山帯、亜高山帯、風衝地、温原等植生の復元が困難な地域 (2) 野生動物植物の生息地又は生育地として重要な地域 (3) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 (4) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
第6項	工作物の新築、改築又は増築のうち 前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築	第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
		第4号	当該建築物が山稜線から展望する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
		第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
		第6号	当該建築物の撤去に関する計画において、当該建築物を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。
		ただし書	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築(申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。)又は学術研究その他公益上若しくは社会的に管理運営上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないうる建築物の新築、改築又は増築であつて、第1号、第5号及び第6号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。
		本文	第1号 設置期間が3年を超えず、かつ、当該建築物の構造が容易に移転し又は除却することができるものであること。 第5号 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。 第6号 当該建築物の撤去に関する計画において、当該建築物を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。 第1項第2号 特別保護地区、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。 第1項第3号 当該建築物が主要な展望地から展望する等眺望の対象に著しい妨げにならないものであること。 第1項第4号 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。 第1項第5号 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。 第4項第7号 当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。 第4項第9号 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。 第4項第10号 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。





第12項 14	工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築	第2号	<ul style="list-style-type: none"> <li>●イ 地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築</li> <li>●ロ 既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築(申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。)</li> <li>●ハ 学術研究その他公益上若しくは社寺の管理運営上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる工作物の新築、改築又は増築</li> </ul>
			<p>当該工作物の外部の色彩又は形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p> <p>ただし書 特殊な用途の工作物については、この限りでない。</p>
本文	<p>前項第1号</p> <p>第1項第2号</p>	<p>次に掲げる地域で行われるものでないこと</p> <p>イ 特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区</p> <p>ロ 第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等(次に掲げる地域であつて史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により特別保護地区又は第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要である地域)であるもの</p> <p>(1) 高山帯 亜高山帯 風衝地 湿原等植生の復元が困難な地域</p> <p>(2) 野生動植物の生息地として重要な地域</p> <p>(3) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域</p> <p>(4) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域</p>	
			<p>第1項第3号 当該工作物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。</p> <p>第1項第4号 当該工作物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>ただし書 次に掲げる行為のいずれかに該当するものについては、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●イ 地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築</li> <li>●ロ 既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築(申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。)</li> <li>●ハ 学術研究その他公益上若しくは社寺の管理運営上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる工作物の新築、改築又は増築</li> </ul>
第1号	<p>前項第2号</p>	<p>当該工作物の外部の色彩又は形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p> <p>ただし書 特殊な用途の工作物については、この限りでない。</p>	
			<p>当該工作物の地上部分の水平投影外周線が公園事業道路等の路肩から20m以上離れていること。</p>
第2号	次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●イ 学術研究その他公益上若しくは社寺の管理運営上必要と認められること。</li> <li>●ロ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。</li> <li>●ハ 農林漁業に付随して行われるものであること。</li> <li>●ニ 既に建築物の設けられている敷地内において行われるものであること。</li> </ul>	





第5号	集合別荘又は集合住宅の新築、改築又は増築にあつては、敷地面積を戸数で除した面積が250平方m以上であること。									
第6号	<p>総建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積（建築物の地上部分の水平投影面積をいう。以下この項において同じ。）の和をいう。第6項において同じ。）の敷地面積に対する割合、総延べ面積（同一敷地内にあるすべての建築物の延べ面積（建築基準法施行令第2条第1項第4号に掲げる延べ面積をいう。以下同じ。）の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。それぞれ1.5%以下及び30%以下であること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地種区分</th> <th>総建築面積の敷地面積に対する割合</th> <th>総延べ面積の敷地面積に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>40%以下</td> </tr> <tr> <td>第3種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>60%以下</td> </tr> </tbody> </table>	地種区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合	第2種特別地域	20%以下	40%以下	第3種特別地域	20%以下	60%以下
地種区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合								
第2種特別地域	20%以下	40%以下								
第3種特別地域	20%以下	60%以下								
第7号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。									
第8号	前号に規定する土地及びその周辺の土地が自然草地、低木林地、採草放牧地、高木の生育が困難な地域（以下「自然草地等」という。）でないこと。									
第9号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路（以下「公園事業道路等」という。）の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。									
第10号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。									
第11号	当該建築物の建築面積が2000㎡以下であること。									
ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。									
	<p>第2項ただし書に規定する行為</p> <p>既存の建築物の改築、既存の建築物の建替若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要でありかつ、申請に係る場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築又は増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの</p> <p>第1項第5項 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p>									
第6項	<p>工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築は増築</p> <p>本文</p> <p>第1項第2号 特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。</p> <p>第1項第3号 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。</p> <p>第1項第4号 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>第1項第5号 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p> <p>第4項第7号 当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。</p> <p>第4項第9号 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。</p> <p>第4項第10号 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。</p> <p>第4項第11号 当該建築物の建築面積が2000㎡以下であること。</p> <p>第1号 当該建築物が2階建以下であり、かつ、その高さが±3m1.0m（その高さが現に±3m1.0mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。</p>									

第2号	<p>当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第2号の表の土欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ15%以下及び30%以下であること。</p> <table border="1" data-bbox="215 302 526 739"> <thead> <tr> <th>地種区分と敷地面積の区分</th> <th>総建築面積の敷地面積に対する割合</th> <th>総延べ面積の敷地面積に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満</td> <td>10%以下</td> <td>20%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満</td> <td>15%以下</td> <td>30%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上</td> <td>20%以下</td> <td>40%以下</td> </tr> <tr> <td>第3種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>60%以下</td> </tr> </tbody> </table>	地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下	第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下	第3種特別地域	20%以下	60%以下
地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合														
第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下														
第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下														
第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下														
第3種特別地域	20%以下	60%以下														
ただし書	<p>第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。</p> <p>第2項ただし書に規定する行為</p> <p>既存の建築物の改築、既存の建築物の建替若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築又は増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの</p> <p>第1項第5項 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p>															
第10項	<p>工作物の新築、改築又は増築のうち屋外運動施設の新築、改築又は増築</p>															
本文	<p>第1項第3号 当該屋外運動施設が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。</p> <p>第1項第4号 当該屋外運動施設が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>前項第1号 特別保護地区等又は自然草地等内において行われるものでないこと。</p>															
第1号	<p>申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。</p>															
第2号	<p>施設面積（同一敷地内にあるすべての工作物（屋外運動施設のほか、建築物、駐車場、道路等を含む。）の地上部分の水平投影面積の和をいう。）の敷地面積に対する割合が、第2種特別地域に係るものにあつては40%以下、第3種特別地域に係るものにあつては60%以下であること。</p>															
第3号	<p>当該屋外運動施設の水平投影外周線が10%以下を超えないものであること。</p>															
第4号	<p>当該屋外運動施設の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。</p>															
第5号	<p>当該屋外運動施設の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。</p>															
第6号	<p>同一敷地内の屋外運動施設の地上部分の水平投影面積の和が2000㎡以下であること。</p>															
第7号	<p>当該屋外運動施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること。</p>															
第8号	<p>当該行為による土砂の流出のおおそれがないこと。</p>															
第9号	<p>支障木の伐採が僅少であること。</p>															
第10号	<p>当該屋外運動施設の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく調和していないものでないこと。</p>															





地種区分	総建築面積の敷地面積に対する割合		総延べ面積の敷地面積に対する割合	
	第2種特別地域	20%以下	40%以下	60%以下
第3種特別地域	20%以下	20%以下	60%以下	60%以下
第7号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。			
第8号	前号に規定する土地及びその周辺の土地が自然草地、低木林地、採草放牧地、高木の生育が困難な地域（以下「自然草地等」という。）でないこと。			
第9号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路（以下「公園事業道路等」という。）の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。			
第10号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。			
第11号	当該建築物の建築面積が2000㎡以下であること。			
ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。			
第6項 工作物の新築、改築又は増築のうち、前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築は、増築以外の建築物の新築、改築又は増築	第2項ただし書に規定する行為	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要でありかつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築又は増築であること、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの		
	第1項第5項	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。		
	第1項第2号	特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。		
	第1項第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。		
	第1項第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。		
	第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。		
	第4項第7号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。		
	第4項第9号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。		
	第4項第10号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。		
	第4項第11号	当該建築物の建築面積が2000㎡以下であること。		
	第1号	当該建築物の高さが10m1.5m（その高さが現に10m1.5mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。		
第2号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第2号の表の表の土欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。			
地種区分と敷地面積の区分		総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合	
第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満		10%以下	20%以下	



第10項	工作物の新築、改築又は増築のうち屋外運動施設の新築、改築又は増築	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	1-5%以下	3-0%以下
		第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	2-0%以下	4-0%以下
		第3種特別地域	2-0%以下	6-0%以下
		ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。	
		第2項ただし書に規定する行為	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の増築の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要でありかつ申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築又は増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの	
		第1項第5項	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	
本文		第1項第3号	当該屋外運動施設が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。	
		第1項第4号	当該屋外運動施設が山稜線等を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。	
		前項第1号	特別保護地区等又は自然草地等内において行われるものでないこと。	
第1号		申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。		
第2号		総施設面積（同一敷地内にあるすべての工作物（屋外運動施設のほか、建築物、駐車場、道路等を含む。）の地上部分の水平投影面積の和をいう。）の敷地面積に対する割合が、第2種特別地域に係るものにあつては40%以下、第3種特別地域に係るものにあつては60%以下であること。		
第3号		当該屋外運動施設の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が10%以下を超えないものであること。		
第4号		当該屋外運動施設の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。		
第5号		当該屋外運動施設の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。		
第6号		同一敷地内の屋外運動施設の地上部分の水平投影面積の和が2000㎡以下であること。		
第7号		当該屋外運動施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること。		
第8号		当該行為による土砂の流出のおそれがないこと。		
第9号		支障木の伐採が僅少であること。		
第10号		当該屋外運動施設の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく調和していないものでないこと。		

中禅寺湖地区

項	行為の種類	号	基準の内容
第23項 29	指定区域での車馬の使用等	●第1号	申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる行為であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

●イ	学術研究その他公益上必要と認められるものであること。
●ロ	野生動植物の生息又は生育上その他の風致の維持上支障を及ぼすおそれがないものであること。
●第2号	地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。
ただし書	● 中禅寺湖地区における動力船の隻数削減の代替措置として中禅寺湖漁業協同組合の承認を得た動力船（貸し船に限る。）を使用するもの ● 中禅寺湖において平成4年1月31日以前より行われている動力船の使用であつて、次のいずれかに適合するものについて、この限りでない。 ● 中禅寺湖漁業協同組合の承認を得て使用するもの ● 業として遊覧航行若しくは船舶職員法第5条第1項に規定する小型船舶操縦士に係る免許の講習に使用するものであること。 ● 中禅寺湖地区において河川法第24条の規定による占用の許可を受けた者が平成4年1月31日現在保管していた動力船を使用する新築等の許可を受けた工作物において当該許可を受けた者によること。 ● 教育活動の一環として使用すること。

逆川地区

項	行為の種類	号	基準の内容
第15項 18	鉱物の掘採又は土石の採取のうち露天掘りによるもの	● 第1号	法第17条第3項等の規定による許可を受け、又は法第17条第6項等の規定による届出をして現に露天掘りによる鉱物の掘採又は土石の採取を行っている者がその掘採又は採取を行っている土地に隣接した土地において生業の維持のために行うもの（第2号又は第4号の規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。 イ 特別保護地区等内において行われるものでないこと。 ロ 自然的、社会経済的条件にかんがみ、掘採又は採取の期間及び規模が必要最小限と認められるものであること。 ハ 当該掘採又は採取の方法が著しい自然の改変を伴うものでないこと。 ニ 当該掘採又は採取に係る跡地の整理に関する計画において、当該跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。
● 第2号			河川にたい積した砂利を採取するものであつて採取の場所が採取前の状態に復することが確実であると認められるものにあつては、前号イの規定の例によるほか、当該採取が河川の水を汚濁する方法で行われるものでないこと。 前号イ 特別保護地区等内において行われるものでないこと。 当該採取が河川の水を汚濁する方法で行われるものでないこと。
● 第3号			第3種特別地域（植生の復元が困難な地域等を除く。）内において行われるもの（第1号、第2号又は第4号の規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、現在の地形を大幅に改変するものでないこと。
● 第4号			既に鉱業権が設定されている区域内での鉱物の掘採にあつては、第1号イの規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。 第1号イ 特別保護地区等内において行われるものでないこと。



露天掘りでない方法によることが著しく困難と認められるものであること。

平成12年4月1日以降に鉱業権が設定された区域内において行われるものにあつては、主要な利用施設等の周辺で行われるものでないこと。

前各号の規定の適用を受ける行為以外の行為にあつては、特別地域内で行われるものであつて、前項第1号イからハまでに掲げる基準のいずれかに適合するもの又は特別保護地区内において行われるものであつて、過原植生の保全を図る目的で河川にたい積した土石を採取するものであること。

- 第1号イ 特別保護地区等において行われるものでないこと。
- 前項第1号イ 既存の泉源、水源等の掘替えのために行われるものであること。
- 前項第1号ロ 農林漁業の用に供するために慣行的に行われるものであること。
- 前項第1号ハ 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。

# 日光国立公園

## 日光“てくてく”推進計画書

平成2年3月

日光てくてく推進会議



## 目 次

1. 日光“てくてく”推進計画の基本的な考え方 .....	1
2. モデルコースの設定 .....	1
3. モデルコースの整備 .....	1
4. モデルコースの管理運営 .....	2
5. モデルコースの利用普及 .....	2
6. 「日光“てくてく”推進計画」の実施 .....	2
7. 日光“てくてく”歩道モデルコース .....	3

# 日光“てくてく”推進計画

## 1. 日光“てくてく”推進計画の基本的な考え方

- ① この計画は、日光“てくてく”推進会議の設置目的である。「日光地域を訪れる人々が豊かで質の高い自然や歴史に親しみ、その恩恵を最大限に享受できるよう歩く利用を推進する」を実現させるために策定する計画である。
- ② 歩く利用を推進するためには、近年、特に増大している自然や地域の個性とのふれ合いを求める国民のニーズを踏まえながら、日光地域の全ての歩道について適切な公園歩道整備をはじめ、管理運営、情報の収集・提供、及び利用普及を推進することが必要である。
- ③ しかしながら、車社会や高齢化社会の進展といった国立公園を取り巻く社会情勢に十分配慮するとともに、迅速かつ効率的に歩く利用の推進を図ることが重要であることから、主に比較的短時間で安全かつ容易にドライブ&ウォーク型利用の推進が可能と考えられるモデル的な歩道を当面の対象として、ハード、ソフト両面の各種施策を取りまとめたものである。
- ④ 本計画は、日光“てくてく”推進会議のメンバーが相互の連携を図りながら、各々の予算等の範囲内で計画の部分的事業化を積み上げることによって、より効果的、かつ速やかな計画全体の事業化が達成されるものである。

## 2. モデルコースの設定

以上の視点からモデルコースとして次表に示す14コース、計131.9 kmを設定する。

- ① 日光の優れた自然、景観、歴史的・文化的遺産とのふれ合いが期待できること。
- ② 一般的なコースで、特段の技術や経験を要することなく比較的安全かつ容易に利用できること、あるいは多少の整備によりそれが可能になること。
- ③ 周回コースであること、または起終点において公共輸送機関の利用が可能であること。
- ④ 自動車による到達、利用に対応できるよう、起終点に駐車のための空地があること、あるいは多少の整備によりそれが可能になること。
- ⑤ 幅広い利用層を想定し所要時間等各種利用に対応出来るコース設定とすること。

## 3. モデルコースの整備

コースは次に掲げる方針により整備を図るものとする。

- ① 車道から利用者の誘導を容易にするため、歩道入口部に入口標識、小駐車場、公衆便所、集合広場、歩道案内等の整備、充実を図る。



- ② 既存駐車場、広場等からの利用を容易にするため、モデルコースへの案内標識、ガイドマップ等の整備を図る。
  - ③ 利用者層、利用目的等を考慮した歩道幅員、路面整備等を図る。
  - ④ 自然や文化・歴史とのふれ合いを推進するため、解説板、観察広場等の充実を図る。
  - ⑤ 案内板、指導標等の整備に当たっては、必要に応じ外国人の利用にも配慮する。
- 以上の方針に基づき、各コースについて次表に掲げる事項の整備を行う。

#### 4. モデルコースの管理運営

快適、安全な利用を推進するため、歩道設置者による通常の維持管理の充実を図るとともに、より適切な管理運営を目指して次の事項を実施する。

##### ① 日光“てくてく”歩道モニター制度の創設

路面、標識の損壊等歩道の現況に関する情報を的確に把握し、歩道管理・運営の適正化、迅速化を図るため、日光“てくてく”歩道モニター制度を設ける。

##### ② 解説事業の強化

利用者と自然や歴史とのふれ合いを一層深めるため、湯元、戦場が原地区及び山内地区を中心に解説員、セルフガイド方式による解説事業を実施する。

#### 5. モデルコースの利用普及

コース利用の普及案内のため次の事項を実施する。

##### ① シンボルマークの制定

日光“てくてく”歩道利用の推進を図るため、シンボルマークを制定し歩道入口、標識、ガイドマップ、観光パンフ等に掲出する。

##### ② 歩道ガイドマップ等の整備

日光“てくてく”歩道を紹介するため「ニュー日光“てくてく”マップ」コース別ガイドマップ等を作成する。

##### ③ 各種イベントの開催

日光“てくてく”歩道利用の推進を図るため、自然・歴史探勝ハイキング、自然観察ハイキング等の行事を実施する。

##### ④ 日光郷土センター、中宮祠博物館（建設中）及び湯元ビジターセンターに日光“てくてく”歩道の総合的な紹介、案内等を行うための機能の充実を図る。

#### 6. 「日光“てくてく”推進計画」の実施

日光“てくてく”推進計画の目標達成年次は平成5年度を目途とする。

日光“てくてく”歩道モデルコース

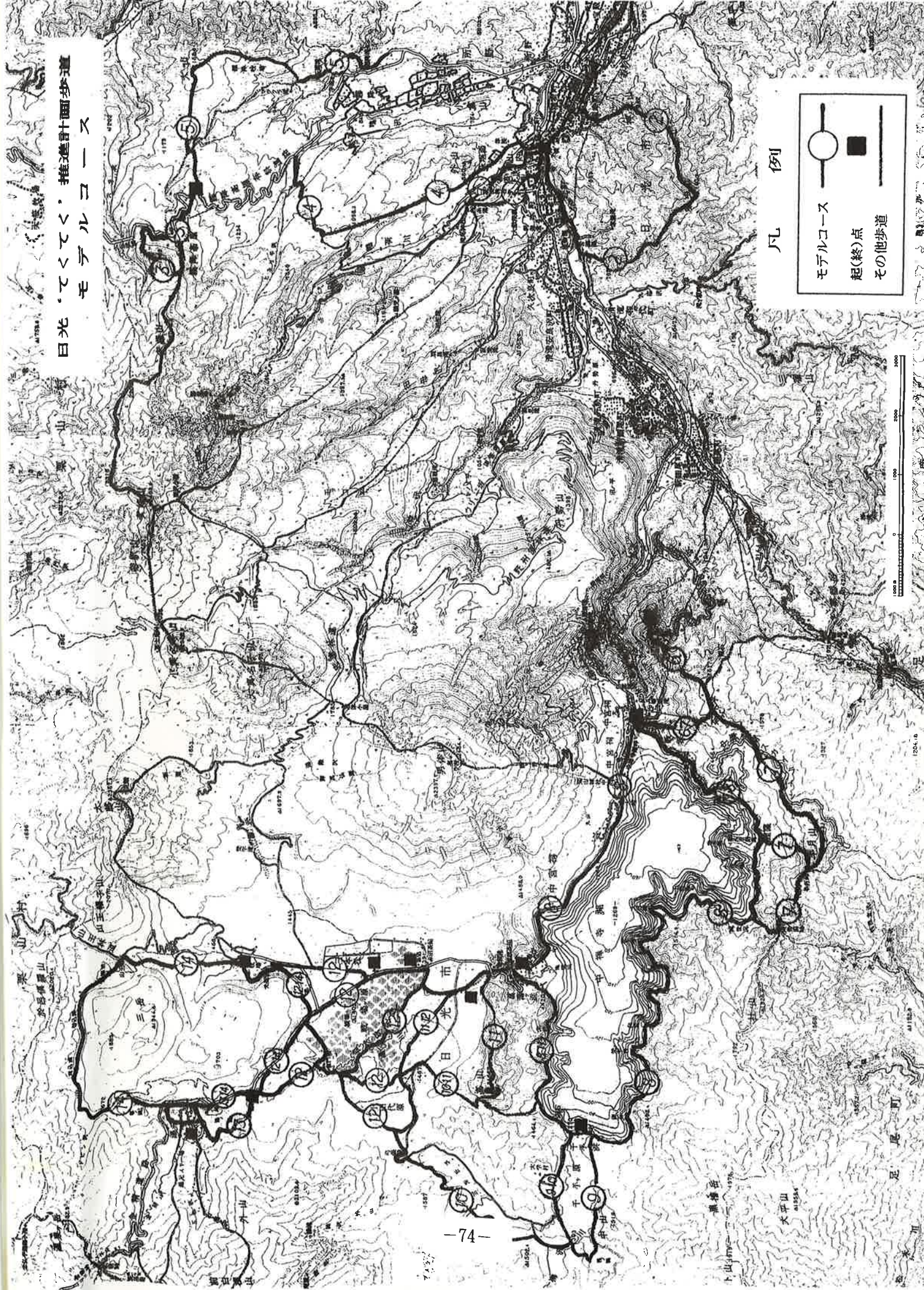
番号	路線名	起終点	興味対象・主要経過地	距離	整備方針	主たる利用目的
1	日光山史跡探勝コース	(周回コース) 起終：神橋	神橋、観音堂、三重塔、開山堂、 白糸滝、滝尾神社	3.7 km	二社一寺の優れた歴史、文化景観や苔むした石垣、 石畳の落ち着いた雰囲気の子供から高令者まで幅広く 楽しめる歩道として整備する。	史跡探勝
2	鳴虫山コース	(周回コース) 起終：日光駅 ：神橋 ：含嵩淵	鳴虫山、含嵩淵、 市郷土センター	8.4 km	アカヤシオ、カエデ等の落葉広葉樹林と、山稜織か ら日光連山の眺望を楽しむ歩道として、また、市街地 から手軽に利用できる軽登山、自然探勝路として整備 する。	自然探勝、景観展望
3	霧降高原丸山コース	(周回コース) 起終：霧降高原 ハウス	丸山、八平ヶ原	3.2 km	ツツジやニッコウキスゲ、リンドウ等春から秋にか けての高原の自然を楽しむハイキング道として整備す る。	自然探勝、景観展望
4	霧降高原歩道コース	起：霧降高原 終：神橋	見晴台 木彫りの里工芸センター	6.3 km	赤雉山麓に広がる高原の自然と景観を楽しむハイキ ング道として整備する。	自然探勝、景観展望
5	霧降高原大山コース	起：霧降高原 ハウス 終：霧降滝入口	霧降牧場、大山、玉簾滝、 つつじが丘	6.4 km	高原牧場、渓谷、滝やツツジ等霧降高原の変化に富 んだ自然と景観を楽しむための自然探勝路として整備 する。	自然探勝、景観展望
6	茶ノ木平探勝コース	起：中宮祠 終：明智平	茶ノ木平展望台	3.5 km	中宮祠から短時間で手軽に中禅寺湖や華厳滝、男体 山、日光市街の展望を楽しむ歩道として整備する。	景観展望 (明智平、茶ノ木平ロー プウェイ利用可)
7	半月峠コース	(周回コース) 起終：中宮祠 ：立木観音	茶ノ木平、狸山、半月山、立木 観音	12.0 km (11.0+1.0)	中禅寺湖、戦場ヶ原から奥日光連山の広大な景観や コマツガ、ブナ等の森林とそこに生息する野鳥、野生 動物とのふれ合いを楽しむハイキング道として整備す る。	景観展望、自然探勝 (阿世湯から船便一夏期)



番号	路線名	起終点	興味対象・主要経過地	距離	整備方針	主たる利用目的
8	中禅寺湖一周コース	(周回コース) 起終：中宮祠 ：菖蒲ヶ浜 ：千手ヶ浜 ：立木観音	立木観音、阿世淵、千手ヶ浜	25.1 km	中禅寺湖畔の変化に富んだ景観と、湖岸のミズナラ、カエデ、ハルニレ等の落葉広葉樹林からなる自然とのふれ合いを楽しむ中禅寺湖一周の長距離自然探勝歩道として整備する。なお、途中の利用拠点を結ぶ短区間の利用にも配慮する。	自然探勝 (長距離) (バス便、船便一夏期)
9	西の湖千手ヶ原コース	(周回コース) 起終：千手ヶ浜 ：西ノ湖	西ノ湖、千手ヶ原	5.5 km	ミズナラ、ハルニレ等の大木が残る森林や野生動物等の興日光を代表する豊かな自然を楽しむ探勝路として整備する。	自然探勝
10	小田代原コース	(周回コース) 起終：千手ヶ浜 ：西ノ湖 ：小田代原	西ノ湖、弓張峠、小田代原、高山	11.2 km	湖水、森林、湿原、峠を巡る変化に富んだ自然と景観を楽しむハイキング道として整備する。	自然探勝
11	菖蒲ヶ浜・千手ヶ浜コース	(周回コース) 起終：千手ヶ浜 ：菖蒲ヶ浜 ：小田代原	高山、龍頭ノ滝、赤岩、小田代原	11.5 km (8.6 + 2.9)	中禅寺湖や小田代原の自然と、高山からの景観展望を楽しむハイキング道として整備する。	自然探勝、景観展望
12	戦場ヶ原・小田代原コース	(周回コース) 起終：龍頭ノ滝 ：シャクナゲ橋 ：赤沼 ：三本松 ：湯滝	小田代原、湯川、泉門池、戦場ヶ原、湯滝	19.3 km (13.7 + 1.2 + 2.0 + 1.0 + 1.0 + 0.4)	戦場ヶ原、小田代原の湿原や森林、湯川の溪流等興日光の豊かな自然とのふれ合いを楽しみながら、自然についての理解を深める自然観察、自然研究路として整備する。	自然探勝
13	湯ノ湖一周コース	(周回コース) 起終：湯元 ：湯滝	湯ノ湖、湯滝	3.2 km	湯元を拠点として、湯ノ湖畔の森林と湖水景観を楽しむ散策、自然観察のための歩道として整備する。	自然探勝
14	切込湖・刈込湖コース	(周回コース) 起終：湯元 ：光徳	切込湖・刈込湖、山王峠、酒沼、光徳	12.6 km	オオシラビソ等の針葉樹やミズナラ、ハルニレ等の広葉樹が混交する森林や切込湖・刈込湖周辺等の自然を楽しむハイキング道として整備する。	自然探勝
コース合計				131.9 km		



日光・てくてく・推進計画歩道  
モデルコース



凡例

○	モデルコース
■	起(終)点
—	その他歩道

